

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた金融機関の業務範囲規制の改正	
担当部署	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室・市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線:3598) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	2019年3月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】                  情報・データの利活用が社会的に進展する中、営むことができる業務の範囲について規制(業務範囲規制)が存在する金融機関・金融機関グループについても、業務範囲規制の趣旨は踏まえつつ、社会全体の変化に適切に対応していくための環境を整備すること。</p> <p>【必要性】                  現状、金融機関が保有する情報・データは、基本的に金融機関自身の業務のみに活用されており、金融機関が、保有する情報・データを第三者に提供する業務を営むことを通じ、地域企業の経営改善に貢献したり、利用者のニーズに応えたりすることは困難である。また、現状、保険会社の子会社は、フィンテック・インシュアテックに関する業務を幅広く営むことはできない。</p> <p>【内容】                  (1) 銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務【保有情報の第三者提供業務】であつて、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加することとする。                  (2) 保険会社は、認可を受けて、情報通信技術その他の技術を活用した保険業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社【保険業高度化等会社】の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することとする。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	(1) 銀行法第10条第2項第20号(新設)、保険業法第98条第1項第14号(新設)、金融商品取引法第35条第1項第16号(新設) 等 (2) 保険業法第106条第1項第13号の2(新設) 等	
想定される代替案	(1) 銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等の業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務(本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものに限らない)を追加することとする。 (2) 保険会社は、認可を受けることなしに、情報通信技術その他の技術を活用した保険業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することができることとする。	
直接的な費用	<p>費用の要素</p> <p>(遵守費用)</p> <p>(行政費用)</p>	<p>代替案の場合</p> <p>(1) 代替案の場合、規制案の場合に発生する遵守費用(営もうとする保有情報の第三者提供業務が「本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するもの」に該当するか否かを判断するための費用)は発生しない。                  (2) 代替案の場合、規制案の場合に発生する遵守費用(認可申請に係る費用)は発生しない。</p> <p>(1) 代替案の場合、規制案の場合と比較して、銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等は、より広範な保有情報の第三者提供業務を営むと考えられるところ、法令の遵守状況等についての検査・監督をより慎重に行う必要が生じ、行政費用が増加すると見込まれる。                  (2) 代替案の場合、認可審査に係る行政費用は発生しない。一方、規制案の場合と同様に、保険業高度化等会社の議決権を基準議決権数を超えて保有する保険会社について、保険業高度化等会社に係る法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生するが、事前の認可審査が存在しないため、事後的に不適切な事案が発覚し、対応が必要となる蓋然性は規制案の場合よりも高く、行政費用が増加すると見込まれる。</p>
直接的な効果(便益)	<p>便益の要素</p> <p>(1) 銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等が、保有する情報・データを第三者に提供する業務を営むことが可能となる。                  (2) 保険会社の子会社が、フィンテック・インシュアテックに関する業務を幅広く営むことが可能となる。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>(1) 代替案の場合、規制案の場合と比較して、銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等は、より広範な保有情報の第三者提供業務を営むことが可能となるという便益が発生する。                  (2) 代替案の場合、規制案の場合と同様の便益が発生する。</p>
副次的な影響及び波及的な影響	<p>副次的な影響等</p> <p>(1) 銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等が保有する情報・データを第三者に提供する業務を営むことを通じ、地域企業の経営改善に貢献したり、利用者のニーズに応えたりすることが期待される。                  (2) 保険会社の子会社が、フィンテック・インシュアテックに関する業務を幅広く営むことを通じ、保険分野におけるイノベーションが進展していくことが期待される。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>(1) 代替案の場合、規制案の場合と比較して、銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等は、より広範な保有情報の第三者提供業務を営むと考えられるところ、その業務により金融機関に損失が生じることになれば、金融機関の経営の健全性に支障が生じたり、(場合により)金融機能が損なわれりするリスクが高まる。という副次的な影響・波及的な効果が想定される。                  (2) 代替案の場合、事前の認可審査が存在しないため、保険会社が保険業高度化等会社として子会社化等を行おうとする会社の業務が、当該保険会社の経営や保険契約者に与える影響等を行政庁(国)が事前に確認することができない。このため、保険会社の経営の健全性に支障が生じたり、(場合により)金融機能が損なわれりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な効果が想定される。</p>
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	<p>① 費用と便益の関係の分析                  利用者の利便の向上やイノベーションの進展といった規制案によるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>② 代替案との比較                  (1) 代替案の場合、規制案の場合と比較して、遵守費用は小さく便益は大きい一方、行政費用は大きいと考えられる。また、代替案の場合、金融機関の経営の健全性に支障が生じたり、(場合により)金融機能が損なわれりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な効果が想定される。                  (2) 代替案の場合、規制案の場合と比較して、便益は同様であり、遵守費用は小さく行政費用は大きいと考えられる。また、代替案の場合、保険会社の経営の健全性に支障が生じたり、(場合により)金融機能が損なわれりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な効果が想定される。</p>	
その他関連事項	-	
事後評価の実施時期等	「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		